

# 武雄市地域包括支援センター介護予防支援事業所 重要事項説明書及び個人情報提供に関する同意書

## 1 介護予防支援事業所の概要

名 称	武雄市地域包括支援センター
管 理 者 名	馬 場 隆
所 在 地	〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10
電 話 番 号	0954-23-9135 0954-23-9100(ケアマネ室) 0954-23-9111(時間外受付)
F A X 番 号	0954-23-8274
職 員 体 制	管理者：1人、保健師：2人、主任介護支援専門員：1人 社会福祉士：4人、計画作成担当者：10人
提 供 地 域	武雄市
受 付 ・ 相 談 日	月曜～金曜日午前8時30分から午後5時15分 (ただし12月29日から1月3日までと祝日を除く。)
第 三 者 評 価	実施無し

## 2 介護予防支援事業の目的

利用者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に推進します。

## 3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の運営方針

- ① 利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行います。
- ② 要支援状態の維持改善を図り、要介護状態への移行を防止します。
- ③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ④ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立なサービスの提供を行います。
- ⑤ 介護保険法令を遵守します。

## 4 提供する介護予防支援等の内容

### （1）予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント

#### ① アセスメント

認定調査結果及び主治医意見書の内容を把握し、利用者宅を訪問し、所定のアセスメント事項により利用者及びその家族に対しアセスメントを行います。

## ② 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画(以下「ケアプラン」という。)原案の作成

アセスメント結果を基に、どのように支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、ケアプラン原案を作成します。利用者及び家族は指定介護予防サービス事業所等の選定に際し、複数の事業所等を紹介すること及び選定理由について説明を求めることができます。

## ③ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催等により、ケアプラン原案について専門的な意見を聴取します。

## ④ ケアプランの交付

利用者又はその家族に説明し、同意を得た後、ケアプランを利用者又は家族に交付します。

## ⑤ サービスの提供

介護予防サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者等に対し、ケアプランに基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

## ⑥ モニタリング

必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法により計画の実施状況を把握します。

## ⑦ 評価

ケアプランで定めた期間の終了時に、計画の達成状況について評価を行います。

(2) 予防給付に関するマネジメント及び介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所に委託することができます。この場合においても、ケアプラン原案が作成された段階で、その内容の適正を確認し、同原案の最終的な責任を図ります。

(3) 介護予防事業及び予防給付に関するケアマネジメント、並びに介護給付のケアマネジメントとの連携を図ります。

## 5 サービス利用料及びその他の費用

介護予防支援等（介護予防サービス計画書等の作成・変更・事業者との連絡調整、相談説明等）については、法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者に介護保険料の滞納等があり、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、下記の金額をお支払い頂きます。

項目	単位	金額
介護予防支援費（1ヶ月あたり）	442単位	4,420円
初回加算 * 1	300単位	3,000円
委託連携加算 * 2	300単位	3,000円

\* 1) 新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に指定介護予防支援を提供した場合の加算

\* 2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携をした場合の加算

## 6 ケアプラン作成の委託

当センターでは、利用者の希望等を考慮したうえで、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会で承認を得た居宅介護支援事業者に利用者のケアプラン作成業務等を委託することができます。

なお、上記のとおり委託した場合であっても、当該委託事業者は、利用者と締結します「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書」に定められた関係各条項を遵守し、ケアプラン作成に努めます。

## 7 相談窓口、苦情対応

相 談 窓 口	武雄市地域包括支援センター
電 話 番 号	0954-23-9135
F A X 番 号	0954-23-8274
受 付 時 間	月曜日から金曜日まで午前8時30分から午後5時15分 (ただし、12月29日から1月3日までと祝日を除く。)

## 8 苦情受付公的機関

相 談 窓 口	佐賀県国民健康保険団体連合会 情報・介護保険課
住 所	佐賀市呉服元町7番28号
電 話 番 号	0952-26-1477
F A X 番 号	0952-26-6123

相 談 窓 口	杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所
住 所	鹿島市大字中村917番地2
電 話 番 号	0954-69-8222
F A X 番 号	0954-69-8220

## 9 秘密保持と個人情報の保護について

- ① 介護予防支援等を行う上で知り得た利用者及び家族に関する個人情報を正当な理由もなく第三者に提供しません。また、契約が終了した後も同様です。
- ② 当センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要がある時は、あらかじめその情報を用いられる者から事前に文書による同意を得た上で、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書及び利用者基本情報・アセスメントシートを居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び主治医等の本業務に必要な範囲で関係する者に提示することができるものとします。

## 10 事故発生時の対応（損害賠償）

- ① 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに武雄市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、本地域包括支援センター管理者に報告するものとします。
- ② 介護予防支援等を提供する上で、事故が発生し、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負います。ただし、利用者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。